

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月10日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年1月10日、同資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月頃から32年9月1日まで

申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和32年1月10日から同年9月1日までの期間について、現在、B社の人事関係業務を行っているC社が保有する在籍者名簿及び退職者名簿並びに「申立人は、正社員として勤務していた。」とする同じ部署の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、C社は、「当時の資料が無く届出状況等は不明であるが、在籍者名簿及び退職者名簿に記載のある者は正社員又は嘱託社員以上の直接雇用者で厚生年金保険に加入する対象の者である。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金

保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者 27 人に照会し 25 人から回答を得られたところ、そのうち 22 人（申立人と同職種の同僚を含む。）は、「正社員は全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 1 月 10 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、大学卒で申立人と同職種の同僚及び当該同僚と同期入社の高卒男性社員の社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録の推移から判断すると、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 1 月から同年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 31 年 9 月頃から 32 年 1 月 10 日までの期間について、同僚の一人が、「私が 19 歳になった昭和 31 年の雪の降る頃、勤務していた申立人に個人的な事情で相談に乗ってもらったことがあった。」と具体的に供述していることから判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が、当該期間中において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C 社は、「保有する在籍者名簿及び退職者名簿において、申立人の記録のある期間は昭和 32 年 1 月 10 日から同年 8 月 31 日までの期間となっており、これらの名簿に載っていない期間は、仮に勤務していたとしても、厚生年金保険に加入しない雇用形態の従業員であったと推測される。」と回答している。

また、先述の同僚照会により回答の得られた 25 人中、申立人を記憶している 7 人は、「申立人を記憶しているが、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び同保険料の控除については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4443（事案 1513 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年6月1日まで  
② 昭和26年6月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和27年8月1日から28年10月1日まで

申立期間①は、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、B市が発注した工事でC社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めたいと申し立てたが、第三者委員会からいずれの期間も認められないとの通知をもらった。

しかし、第三者委員会の通知には納得できないので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、当該名称及び類似名称でも厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、ii) 商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和49年10月1日に解散しているほか、事業主及び役員については生存及び所在が確認できないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司一人及び同僚4人については、そのうち同僚一人は姓のみの記憶であるた

め個人を特定することができないほか、他の4人については生存及び所在が確認できないことから、申立期間①における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について新たな資料を提出することなく、「厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立人はB市が発注した工事でC社に勤務していたと主張しているが、i) 当該事業所の継承事業所であるD社は、「当時の社会保険届出関係書類や社員名簿には申立人の記録は無く、在籍の事実が確認できない。当時、現地工事事務所に直雇作業員（現場事務を含む）として勤務していた者には社会保険に加入させていなかったが、申立人はこれに該当する可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人は当時の現地工事事務所における上司一人の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため個人を特定することができないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和26年当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、6人から回答が得られたが、いずれの者も「当時のことは覚えていない。」又は、「分からない。」と供述している上、そのうち二人は、申立人は現場採用の事務員であったと思われるので、厚生年金保険への加入には疑問がある旨の供述をしていることに加え、当時、B市の担当職員であった者に照会したところ、「当時のことは良く覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることができないこと、iv) B市史においては、同市が発注した工事は昭和26年8月から27年2月まではE社に請け負わせていたと記載されているため、適用事業所名簿及びオンライン記録を確認したが、同社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②についてB市が発注した工事的詳細が分かる者として二人の名前を挙げているものの、そのうちの一人は、当初の申立てにおいて既に照会し、「当時のことは良く覚えていない。」旨の供述を得られており、他の一人については、申立人が照会することを希望していないため、同人からは申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

- 3 そのほかに、申立期間①及び②について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。
- 4 申立期間③に係る申立てについては、i) 申立期間③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、事業所を結婚退職後、再就職する考えが無かったとする申立人の供述からみて、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に委員会の決定に基づき、平成21年11月27日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間③に係る同僚一人の名前を挙げ、この者への当時の状況の確認を求めていることから、当該同僚に照会したが、同人からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる情報及び資料は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金を支給したことが記録されていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていること

をうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。